

神栖市学校施設に関するバリアフリー化の整備方針

令和5年12月26日
神栖市教育委員会

1 背景

本市では、令和2年1月に策定した「神栖市学校施設等長寿命化計画」において、各学校の必要に応じて、既存施設のバリアフリー化を検討していくこととしています。

国においては、令和2年5月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び同法施行令の一部改正により、建築物移動等円滑化基準の適合義務の対象となる「特別特定建築物」に公立の小中学校が新たに位置付けられ、既存の当該建築物についても同基準への適合の努力義務が課せられました。

このような状況を踏まえ、令和2年12月には文部科学省より、公立の小中学校等を対象とし、既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化に関する整備目標が示されました。

2 方針

学校施設は、児童生徒が安全に学習・生活できる場であるとともに、地域コミュニティの拠点及び災害時における避難場所としての役割を果たす施設であることが求められています。

これらの要請に応えるバリアフリー化の整備にあたっては、身体に障がいのある児童生徒や高齢の来校者等が自らあるいは介助者の手助けにより安全かつ円滑に施設を利用できることを目的として、既存施設においても同様な考え方を念頭に障壁となるものを取り除くための方策等について十分に検討を行い、必要性、緊急性の高いものから優先的に整備を行うための計画を定めます。また、限られた財源の中で学校施設の長寿命化を含めた施設整備が求められている現状から、本整備の推進においても、国の財政支援制度を積極的に活用するなど、計画的、効率的に既存施設のバリアフリー化を一層推進いたします。

加えて、施設を利用する児童生徒の特性によっては、個別の対応が必要となる場合があるため、施設、設備の付加や運営面でのサポート体制等にも配慮してまいります。

3 整備手法

既存の学校施設におけるバリアフリー化を推し進めていく中で、児童生徒に関する学校施設の連携の観点から、バリアフリー設備の整備進捗が比較的進んでいる学校施設を優先的に整備し、各区域内で通学できるよう学校施設の整備を推進していきます。

このことにより障がいのある児童生徒の支援教育施設としての位置づけとなり、そこで学ぶ児童生徒の障がいへの理解の一層の深まりと、思いやりや助け合いの心の継続的な育みが期待できると考えております。

また、学校施設の地域開放及び災害時の避難場所としての観点からも、児童生徒、地域住民の双方が利用しやすく、経費的にも効率的であることを主眼に推進いたします。